

有害ごみの分別のお願い

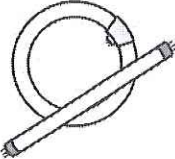
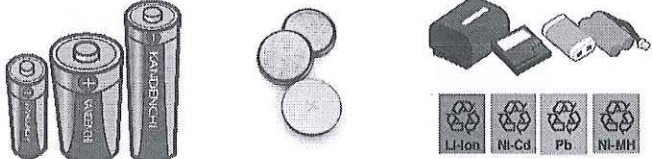
【主旨】

法律の改正により、平成30年4月から廃棄物処理施設の排ガス中の水銀について、厳しい排出基準の適用を受けることになり、清掃センターのごみ焼却施設も対象施設となりました。

しかし、施設は古く、燃やせるごみに混入し焼却されると排出基準をオーバーすることとなり、施設改修を行わなければならない状況となります。また、施設改修には多額の費用が発生するため、分別回収し専門の処理業者へ処理を委託することから、分別回収にご協力をお願いします。

【有害ごみとは】

水銀を含んだ、以下の廃棄物が分別回収の対象となります。

蛍 光 管	乾電池・ボタン電池・小型二次電池
	
電 球	水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計
	

※電化製品やおもちゃ等を廃棄する場合は、必ず電池等を取り除いてください。

【分別回収の方法】

指定ごみ袋はありませんので、毎週水曜日に、種類ごとに分別し、透明・半透明な袋に入れ、中身が見えるようにして、ごみステーションへ出してください。

なお、蛍光管など破損しやすいものは、購入時のケースや新聞紙等で保護して出してください。

充電式電池やボタン電池は、発火防止のため、プラス極とマイナス極にセロハンテープ等を貼って絶縁してから出してください。

手数料は無料となりますので、分別回収にご協力をお願いします。

令和4年3月15日
島牧村役場 住民課 住民係
電話 75-6213